

提案基準28 既存宅地制度廃止後の申請者等の変更に係る特例措置

市街化調整区域において、提案基準18既存宅地及び都市計画法による市街化調整区域等における開発許可等の基準に関する条例第11条第5号により平成21年3月31日以前に都市計画法第43条の規定に基づいて建築許可（以下「建築許可」という。）を受けたものについて、平成21年4月1日以降申請者及び建築プランを変更する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものであること。

基準の内容

- 1 建築許可を受けた建築物のプランを変更する場合は、次の各号のすべてに該当すること。
 - (1) 建築物の用途の変更がないこと。
 - (2) 請負業者等の倒産等により建築許可を受けた建築物と同一の建築物の建築ができないことが明確であること。
- 2 申請者を変更する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 申請者の死亡、破産宣告、負債の返済等経済的理由が明確であること。
 - (2) 転勤、転地療養、離婚等家庭的理由が明確であること。
 - (3) その他、真にやむを得ない事情が明確であること。

包括承認基準

3	既存宅地制度廃止後における建築許可申請者等の変更	提案基準28に該当するもののうち、次の各項のいずれかに該当するものであること。 (1) 当該基準の1 - (1)、(2)すべてに該当するもの (2) 当該基準の2 - (1)に該当するもの (3) 当該基準の2 - (2)に該当するもの (4) 当該基準の2 - (3)に該当するもの
---	--------------------------	--

審査上の留意点

基準2の(3)の「真にやむを得ない事情」とは、高齢等の事情のため、子供と同居する必要から、土地を手放さなければならなくなった場合などをいう。